

ネパール国際平和協力業務の期間延長等について

平成 22 年 2 月
内閣府
外務省
防衛省

1 期間の延長

(1) 我が国は、国連からの要請を受け、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に対し、平成19年3月より6名の自衛官を派遣している（昨年3月、第2次要員から第3次要員に交替）。我が国要員は、各国の要員と共に数名でチームを作り、カトマンズのUNMIN本部とネパール軍施設及び各地のマオイストキャンプにおいて武器及び兵士の管理の監視業務を実施している。

(2) ネパールにおいては、2008年4月に制憲議会選挙が実施され、連邦民主共和制への移行や、内閣の発足等の進展があったが、大きな課題であるネパール国軍とマオイスト兵士との統合問題については、閣僚等から成る統合問題に関する特別委員会が設置されたものの、昨年5月の国軍参謀長の去就を巡る対立の結果、政権が交代したこと等により、同問題の解決に向けた検討が遅れていたが、ハイレベル政治メカニズムが構築される等の政治努力がなされている。同問題の処理如何では、ネパールにおける平和構築が後戻りする可能性も否定できず、国際社会の関与の継続が必要不可欠である。

(3) 本年1月21日、国連安保理は、ネパール政府からの要請を受け、UNMINの活動期間を2010年5月15日まで約4か月間延長することを決定した。

我が国としても、武器及び兵士の管理の監視業務に引き続き軍事監視要員を派遣し、ネパールにおける平和構築に寄与することは有意義であるため、我が国の活動期間を4か月間延長する（現行：本年3月31日まで→変更後：2010年7月31日まで）。

2 必要な手続

実施計画上の業務を行うべき期間及び設置等政令上の国際平和協力隊の設置期間を、4か月間延長する（現行：本年3月31日まで→変更後：2010年7月31日まで）。

また、これに伴い、変更後の実施計画の内容及び実施の状況を国会へ報告する。

3 日程（案）

3月2日（火）閣議、国会報告（予定）

国連ネパール政治ミッション

(United Nations Mission in Nepal:UNMIN)

1. 設立の経緯

- (1) 2006年12月1日、ネパール政府からの要請を受け、国連安保理は、ネパールへの技術評価ミッションの派遣についての事務総長の提案を歓迎する旨の安保理議長声明を発出。
- (2) 2007年1月9日、上記技術評価ミッションの訪問結果を踏まえた事務総長報告が発出され、国連政治ミッションの設立を提案。
- (3) 2007年1月23日、上記事務総長報告の提案を踏まえ、国連安保理は、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）の設立を決定する決議第1740号を採択。
- (4) 2008年1月23日、国連安保理は、決議第1796号を採択。活動期間を2008年7月23日まで延長。以後、おおよそ半年ごとに活動期間が3回延長。
- (5) 2010年1月21日、国連安保理は、決議第1909号を採択。活動期間を約4ヶ月、2010年5月15日まで延長。

2. UNMINの概要

本部所在地 : カトマンズ
事務総長代表 : カリン・ラングレン（スウェーデン）
軍事監視団長 : マルコス・ミランダ（パラグアイ）
活動期限 : 2010年5月15日
軍事監視要員の規模 : 約70名（2009年12月末現在）（主な派遣国 : 日本、マレーシア、ブラジル、パラグアイ、ヨルダン、インドネシア、ルーマニア等18か国）

3. UNMINの任務（安保理決議第1740号に規定されたもの）

- (1) 包括和平合意（CPA）の規定に従った武器及び兵士の管理の監視
- (2) 共同監視調整委員会（JMCC）を通じた武器及び兵士の管理に関する合意の履行に関する支援
- (3) 停戦合意の監視に関する支援
- (4) 制憲議会選挙の計画、準備及び実施のための技術的支援の提供
- (5) 選挙過程のすべての技術的観点をレビューするとともに選挙行為について報告するための小規模な選挙監視チームの提供

